

石油販売事業者 働き方改革個別相談会

SS事業者のお悩みに答えます！

多くの事業者さんが人手不足で頭を抱える中、更に悩ましいのが「働き方改革」への対応です。

就業規則の整備、年次有給休暇の取得、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金など、対応しなくてはならない問題が山積しております。

これらの諸問題に対応するため、SS業界に精通されており、全国の石油販売業者向けに労務関係の講演を多数開催されている、特定社会保険労務士の荒木康之先生による個別相談会を開催致します。

先着順の8社（1日4社・2日開催）の募集です。詳しくは裏面をご覧ください、お早めにFAXでお申し込みください。



第1回 令和2年1月21日(火)

13時・14時・15時・16時

第2回 令和2年1月30日(木)

13時・14時・15時・16時

相談時間は1社/50分以内とさせていただきます。

定員 8社（1日4社）

会場 神奈川県石油会館

相談員 荒木康之

荒木 康之（あらき やすゆき）

株式会社ヒューマンリソースみらい代表取締役 / 特定社会保険労務士

自社の経営やコンサルティング会社の勤務などの豊富な経験を踏まえて、賃金制度の構築や労務問題を中心に経営相談に対応する。常に経営者と同じ目線で、理屈や建前だけではなく、現場を踏まえた「顧客最優先」「現場主義」「情報発信」を柱に本音のアドバイスを提供し、中小企業経営者から好評を得ている。

横浜商工会議所の会報誌、専門誌への寄稿多数。

全国各地法人会、商工会議所、石油関連も含め昨年のセミナー実績は100回を上回る。

※特定社会保険労務士とは

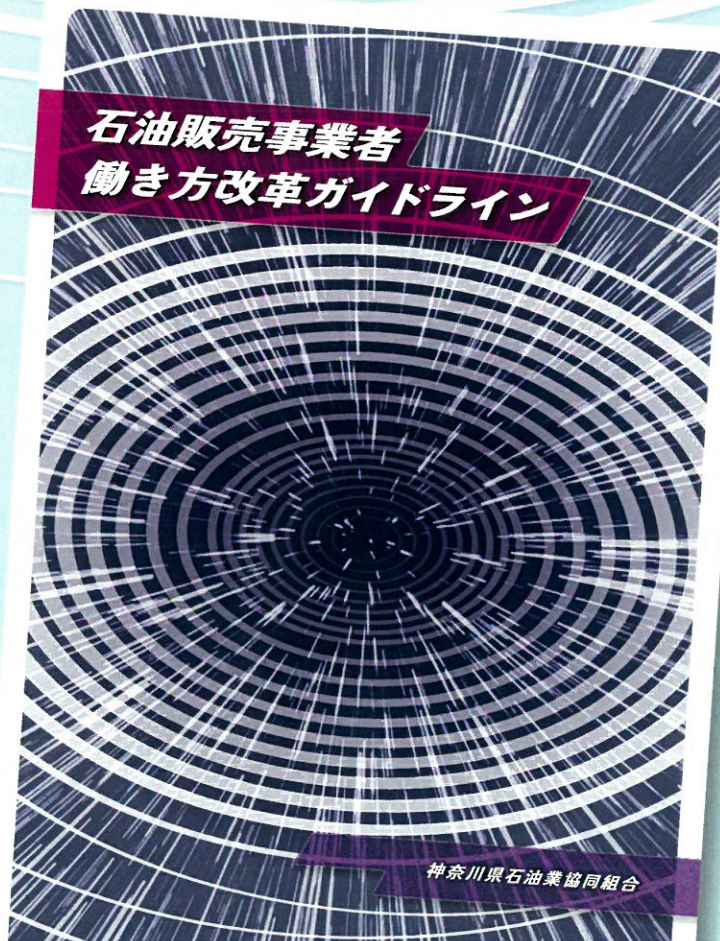
職場のトラブルは、これまで裁判で解決するのが一般的でしたが、裁判は多くの時間を費やすうえ、経営者と労働者の間に「勝った」「負けた」の関係を生み出してしまいます。

そこで、最近では、裁判によらない解決手段として、ADR(裁判外紛争解決手続)が活用されるようになっていきます。

このADRは、当事者同士の話し合いにより解決を目指す制度です。特定社労士は、このADRのうち個別労働関係紛争にかかる業務を行うことができます。

2月10日(月)には「働き方改革対応説明会」を開催致します。詳しくは別紙チラシをご覧ください。

石油販売事業者
働き方改革ガイドライン



「石油販売事業者働き方改革個別相談会」参加申込書

～SS事業者のお悩みに答えます！～

神奈川県石油業協同組合 行

FAX 送信先 **045-662-9408**

お申込日	令和 2 年 月 日	ご相談者氏名：
御社名		TEL：
		FAX：
所在地	〒 -	

- 開催日：第1回 令和2年1月21日(火) 13時・14時・15時・16時
第2回 令和2年1月30日(木) 13時・14時・15時・16時
※相談時間は1社/50分以内とさせていただきます。

■ご希望の開催日と時間に丸印を付けてお申し込みください。

☐	第1回 令和2年1月21日(火)	☐ 13時	☐ 14時	☐ 15時	☐ 16時
☐	第2回 令和2年1月30日(木)	☐ 13時	☐ 14時	☐ 15時	☐ 16時

■会場：神奈川県石油会館 [ご指定の時刻までに2階の組合事務所へお越し頂き受付をして下さい]

費用 無 料

募集定員 8社(1日4社)

申込み

この申込書に必要事項をご記入の上、必ずFAXにてお申し込みください。
(電話での受付は不可)

申込締切日

第1回 1月15日(水) 組合必着
第2回 1月24日(金) 組合必着

申込み受付は、先着順とし、ご参加の可否は、組合より参加確認書の送付をもって行います。

■会場案内

神奈川県石油会館

〒231-0031 横浜市中区万代町 3-5-3

